

# 堀内公園指定管理者の候補者選定結果

安城市指定管理者選定委員会による審査結果に基づき、指定管理者の候補者となる団体を次のとおり選定しました。

- 1 指定管理者候補者  
(優先交渉権者) 株式会社愛知スイミング三河安城支店  
愛知県安城市古井町豊田17番地4
- 2 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日  
(5年間)
- 3 指定管理料提案額 225,000千円(5年間総額) ※注1
- 4 選定経過
  - (1) 募集要項等配布期間 平成27年7月1日から平成27年7月15日
  - (2) 応募受付期間 平成27年8月21日から平成27年8月28日
  - (3) 応募団体数 1団体
  - (4) 選定委員会開催日 平成27年10月22日

## 5 選定理由

指定管理者選定委員会における書類審査及び面接審査の結果「15年の経験に基づく、細部にいたる気配り」、「市民団体との協働や地域との連携」、「イベントの結果を大事にしており、今後の賑わい集客に期待できる点」、「利用者のため、季節・世代などを踏まえた自主事業に積極的に取り組み成果を上げている点」などが評価され、上記団体を優先交渉権者に選定しました。

## 6 選定結果の詳細

応募団体	参考：総合計点 (1,000点満点)
株式会社愛知スイミング 三河安城支店	737

**※注1** 消費税率について、全ての期間において8パーセントで計算した金額。消費税増税に伴い、指定管理料が変更となる可能性がある。

**※選定委員数**：8名

**※選定方法**：委員ごとに選定採点表に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した団体を優先交渉権者、次に多く獲得した団体を次点交渉権者とする。また、すべての委員が1位とした団体があった場合は、第2位とした委員を多く獲得した団体を次点交渉権者とする。ただし、各委員の合計点(総合計点)が満点(1,000点)の6割に満たない場合は選外とする。なお、応募が1団体の場合は、総合計点が満点の6割を満たせば優先交渉権者とする。